

# 社会保険事業状況（平成18年10月現在）

## I. 医療保険

### 1. 総括

#### (1) 適用状況

平成18年10月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,956万8千人、法第3条第2項被保険者1万4千人、船員保険6万6千人である。前年同月と比べてみると政管健保は31万1千人（対前年同月比1.6%増）増加、法第3条第2項被保険者は2千人（同12.2%減）、船員保険は2千人（同2.4%減）それぞれ減少している。被保険者数の月別推移は図I-1、図I-2、図I-3のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加している。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。その他の医療保険についてみると、組合健保1,478万7千人（17年3月）、国民健康保険5,157万9千人（17年3月）、共済組合444万9千人（17年3月）となっている。

また、平成18年10月末現在の政管健保適用の事業所数は153万7千（対前年同月比1.8%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同1.1%減）、18年9月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同5.6%減）となっている。

図I-1 政管一般被保険者数の推移

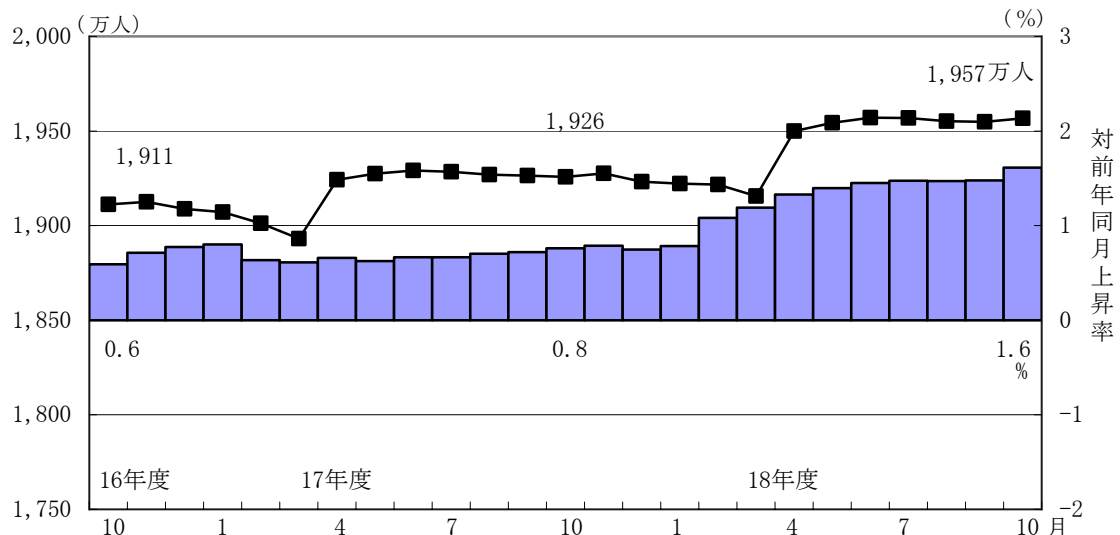


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

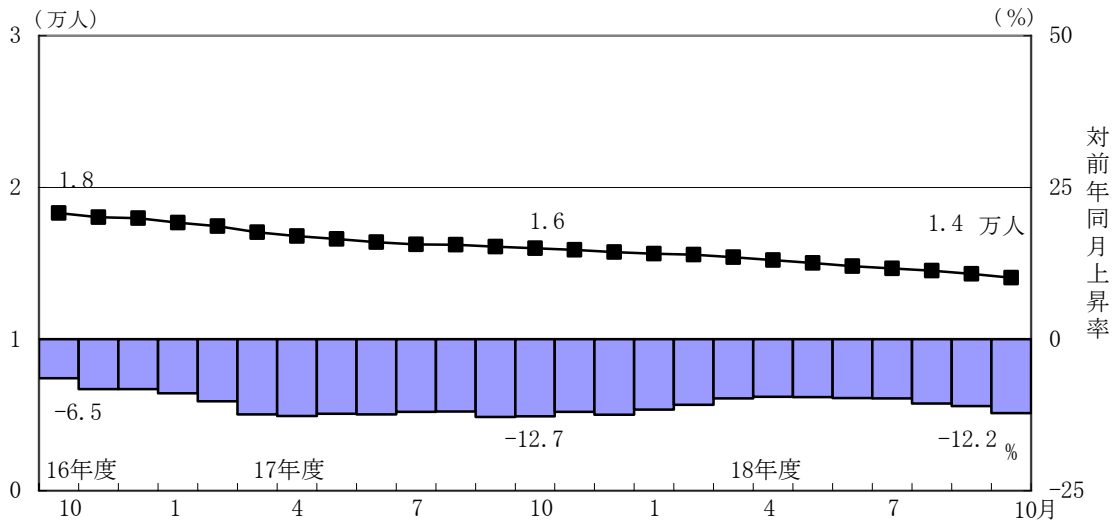
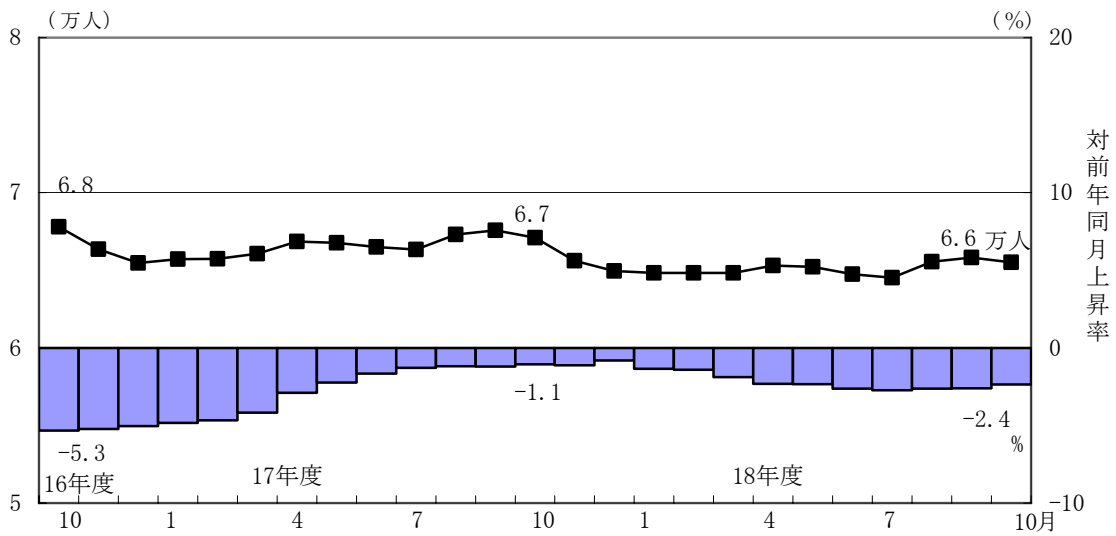


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成18年10月末現在の標準報酬月額の前平均は、政管健保28万4,636円（対前年同月比0.1%減）であり、船員保険38万2,279円（同1.2%減）である。また、法第3条第2項被保険者の18年9月末の賃金日額の前平均は1万3,062円（同2.0%増）である。

平成18年10月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保3万か所、法第3条第2項被保険者3か所、船員保険の船舶所有者数30か所となっている。被保険者数は、政管健保40万4千人、法第3条第2項被保険者44人、船員保険441人となっており、標準賞与額の平

均は、政管健保18万4千円、法第3条第2項被保険者11万円、船員保険40万4千円となっている。

各医療保険に加入している平成18年10月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,283万2千人（対前年同月比0.3%増）、法第3条第2項被保険者1万3千人（同12.3%減）、船員保険7万4千人（同4.5%減）である。

平成18年10月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額の前平均は、政管健保31万5,365円（対前年同月比0.4%減）、船員保険40万8,650円（同1.1%減）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の18年9月末の賃金日額の前平均は1万3,245円（同3.1%増）である。

## (2) 給付状況

平成18年10月の保険給付費は、政管健保3,409億8千万円（対前年同月比2.0%増）、法第3条第2項被保険者分2億2千万円（同15.9%減）、船員保険21億円（同1.7%増）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万7千円（同0.4%増）、法第3条第2項被保険者1万6千円（同4.4%減）、船員保険3万2千円（同4.1%増）である。

## (3) 診療費の状況

平成18年10月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。以下同じ。）は、政管健保3,360億6千万円（対前年同月比1.2%増）、法第3条第2項被保険者分2億2千万円（同19.0%減）、船員保険17億8千万円（同0.1%増）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成18年10月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	千万円			
政管健保	20,689	39,614	33,606	2.1	0.2	1.2
法第3条第2項	11	26	22	△ 10.3	△ 14.5	△ 19.0
組合健保	17,093	31,167	25,028	2.4	0.2	1.4
船員保険	90	189	178	△ 1.7	△ 3.2	0.1
共済組合	5,437	9,869	7,967	△ 0.4	△ 2.4	△ 1.3
小 計	43,321	80,865	66,800	1.9	△ 0.1	0.9
国 保	30,996	70,813	69,415	4.6	2.9	4.4
老人保健	21,025	65,214	76,557	△ 4.1	△ 5.0	△ 2.8
合 計	95,342	216,892	212,773	1.3	△ 0.7	0.7

(注) 1. 政管健保、法第3条第2項被保険者、船員保険以外は審査支払機関からの報告による概数である。

2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。

3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

## 2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

### (1) 適用状況

平成18年10月末現在の被保険者数1,956万8千人のうち、男子の被保険者数は1,220万8千人（対前年同月比1.3%増）、女子は735万9千人（同2.1%増）である。また、任意適用被保険者数は21万1千人（同58.3%減）で全体の1.1%である。

平成18年10月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万5,056円（対前年同月比0.1%減）、女子が21万7,583円（同0.2%増）で、女子は男子の66.9%となっている。

平成18年10月末現在の被扶養者数は1,641万1千人で、扶養率は0.839となっている。

### (2) 給付状況

平成18年10月の保険給付費は、3,409億8千万円（対前年同月比2.0%増）となっており、うち、医療給付費は3,113億5千万円（同1.5%増）で保険給付費の91.3%を占めている。また、傷病手当金は121億4千万円で保険給付費の3.6%を占めている。

### (3) 診療費の状況

平成18年10月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,204円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,606円、高齢受給者の1人当たり診療費は33,151円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数。以下同じ。）は、被保険者が553.62、被扶養者が629.13、高齢受給者が1,422.79であり、1件当たり日数は、被保険者が1.88日、被扶養者が1.92日、高齢受給者が2.37日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,861円、被扶養者が7,940円、高齢受給者が9,839円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが図I-4であり、入院外についてみたものが図I-5である。

図 I - 4 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移  
 (入院: 老人保健、高齢受給者を除く)

(%)

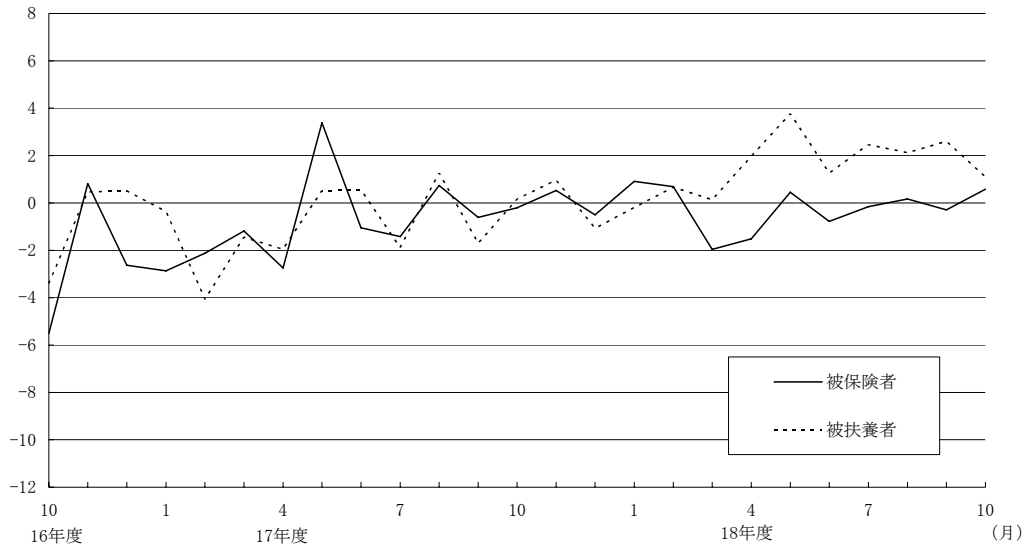
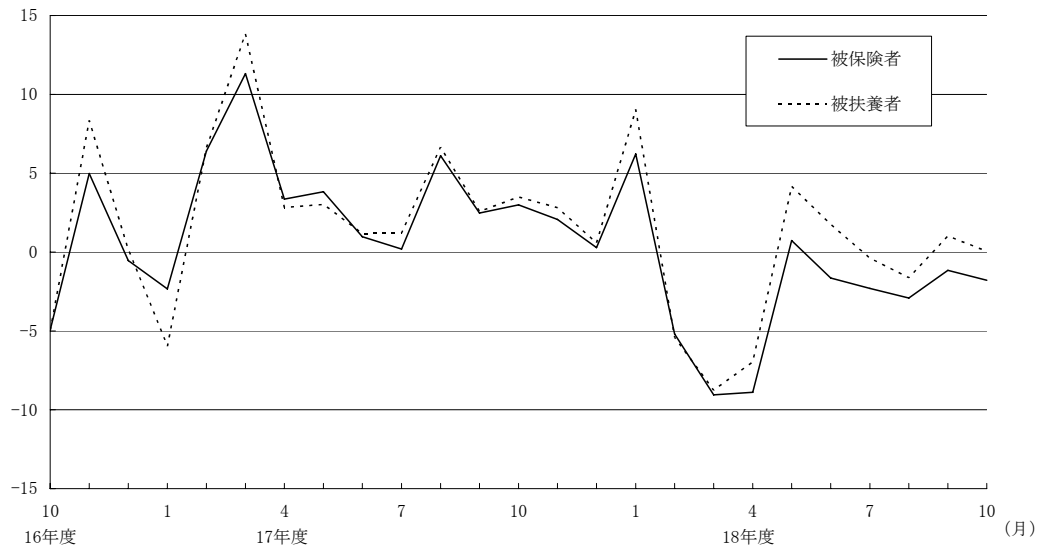


図 I - 5 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移  
 (入院外: 老人保健、高齢受給者を除く)

(%)



### 3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

#### (1) 適用状況

平成18年10月末現在の被保険者数1万4千人のうち男子は1万1千人（対前年同月比10.0%減）、女子は3千人（同18.5%減）である。

平成18年10月末現在の被扶養者数は9千人で、扶養率は0.676となっている。

#### (2) 給付状況

平成18年10月の保険給付費は、2億2千万円（対前年同月比15.9%減）となっており、うち、医療給付費は2億円（同16.6%減）で保険給付費の89.1%を占めている。また、傷病手当金は2千万円で、保険給付費の9.7%を占めている。

#### (3) 診療費の状況

平成18年10月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,805円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は8,231円、高齢受給者の1人当たり診療費は19,747円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が507.83、被扶養者が438.60、高齢受給者が852.30であり、1件当たり日数は、被保険者2.28日、被扶養者が2.22日、高齢受給者が2.83日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,476円、被扶養者が8,440円、高齢受給者が8,196円である。

## 4. 船員保険

### (1) 適用状況

平成18年10月末現在の被保険者数6万6千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比0.1%減）、漁船（い）が1千人（同1.3%増）、漁船（ろ）が2万人（同7.2%減）、疾病任意継続被保険者数は3千人（同2.6%増）である。

平成18年10月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が40万9,674円（対前年同月比0.4%減）、漁船（い）が37万3,447円（同1.2%減）、漁船（ろ）が33万7,394円（同4.0%減）である。平成18年10月末現在の被扶養者数は10万人で、扶養率は1.527である。

### (2) 給付状況

平成18年10月の保険給付費は、21億円（対前年同月比1.7%増）となっており、うち、医療給付費は17億4千万円（同0.7%増）で、保険給付費の82.9%を占めている。また、傷病手当金は2億8千万円で、保険給付費の13.2%を占めている。

### (3) 診療費の状況

平成18年10月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は12,153円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は10,239円、高齢受給者の1人当たり診療費は34,744円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が492.01、被扶養者が619.13、高齢受給者が1,359.71であり、1件当たり日数は、被保険者が2.24日、被扶養者が1.99日、高齢受給者が2.57日であり、1日当たり診療費は、被保険者が11,025円、被扶養者が8,295円、高齢受給者が9,937円である。